ACSES ニュースレター_２０１７号（2021 年 1 月 18 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇禁止薬物の使用・勧誘、88 人が経験　長崎大が調査結果〈新聞報道〉
◇[米国] 米ミシガン州前知事ら９人訴追　2014 年の水道水の鉛汚染問題〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・ 消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:電気炊飯器で火災等〈消費者庁〉
・「配線器具の事故」〈製品評価技術基盤機構〉
◇事故、事件の続報
・研修医、「過剰な飲酒勧めた」同席者の顔蹴る‥会食禁止中に１７人で飲み会〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「令和２年版消防白書」の公表〈総務省消防庁〉
・ 萬祥株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
・株式会社 Nature Link に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／「イオン空気清浄」に根拠なし　首下げ型、消費者庁が行政処分〈Web 報道〉
・自転車で児童ひき逃げか書類送検〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・研究用原子炉の再稼働へ説明会〈放送報道〉
・原子力機構の職員が代理参加〈放送報道〉
・大飯原発設置許可の効力停止申し立て　取り消し判決受け〈新聞報道〉[大震災対策]
[大震災対策]
・震災 26 年 室内の備え大丈夫？〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] フロン排出抑制法の令和元年度の施行状況の調査結果を公表します〈環境省〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 10 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第 11 号）〈官報〉

木瓜（ボケ）

[5] 食品安全衛生関係
◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第３号）〈官報〉
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 12 号）〈官報〉
◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第１号）〈官報〉
◇(予定変更)アプリケーションを活用した食品表示の実証調査を行います〈消費者庁〉
[6] 温暖化対策関係
◇英大使館がデータの誤りを指摘　政府の脱炭素化向け戦略新聞報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件　［調査結果］　２件　［統計資料］　１件
[8] その他省庁発表　２件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　９件　［開催記録、報告、資料等］　１件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　◇その他：１件
[付録]
◇緊急事態宣言も望み薄か、コロナ感染爆発を食い止める「現実的な行動」〈Web 報道〉
◇新型コロナ　自宅療養中の過ごし方、注意したい異変、問い合わせした方が良い症状の目安〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇禁止薬物の使用・勧誘、88 人が経験　長崎大が調査結果

＜朝日新聞　2021 年１月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP1H34B3P1GTOLB003.html
長崎大は 14 日、禁止薬物に関する調査結果を公表した。禁止薬物の購入や使用の勧誘を受けたことがあると答えた学生は計 88 人。大学は「地方の学生も都市部と変わらず誘惑にさらされている」としている。

調査は学生２人が大麻取締法違反の疑いで逮捕されたことを受けて昨年７月、紙やネットを通じて無記名で実施。学生数の 67・6%に当たる 6119 人分の回答を得た。周囲に禁止薬物を所持・使用している人がいたと答えた人は 120 人（2・0%）いた。また、購入を勧められたことがあると答えた学生は 23 人（0・4%）、使用を誘われたことがあると答えた学生は 65 人（1・1%）いた。特に大麻について尋ねた項目では、購入を勧められたことがある人は 23 人（0・4%）、使用を誘われたことがある学生は 41 人いた。

同大では昨年１月に水産学部生が同法違反（所持）の疑いで現行犯逮捕、６月に未成年の学生が同法違反（譲渡）の疑いで逮捕された。大学は２人を退学処分とし、水産学部の学生と一緒に大麻を使った学生３人を無期停学処分にしたという。

◇[米国] 米ミシガン州前知事ら９人訴追　2014 年の水道水の鉛汚染問題

＜共同通信　2021 年１月 15 日＞　https://www.47news.jp/news/5723142.html
米中西部ミシガン州フリント市で 2014 年以降、鉛に汚染された水道水を飲んだ住民に健康被害が相次いだ問題で、州司法当局は 14 日、スナイダー前知事をはじめ問題発覚当時の州幹部ら９人を訴追したと発表した。米メディアが伝えた。

スナイダー氏は州幹部らの監督を怠り、住民を危機にさらしたとして意図的な職務怠慢容疑で訴追された。同氏は 14 日の司法手続きで無罪を主張した。

財政難に陥っていたフリント市は 14 年、経費削減の一環で水道水の水源をフリント川に変更。水道管の腐食対策を怠ったため管に含まれる鉛が溶け出し、住民から異臭や発疹などの訴えが相次いだ。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 1 月 15 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210115_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：86 件

うち重大事故等として通知された事案：59 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 1 月 15 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210115_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：６件、2.リコール・自主回収情報：９件、3.食中毒情報：12 件

・消費生活用製品の重大製品事故:電気炊飯器で火災等

＜消費者庁　2021 年 1 月 15 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210115_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：３件

（うち電気炊飯器１件、電気温風機１件、ノートパソコン１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：４件

（うちエアコン１件、携帯電話機（スマートフォン）１件、

電気ストーブ（オイルヒーター）１件、電気冷凍庫１件）

・「配線器具の事故」

＜製品評価技術基盤機構　2021 年 1 月 12 日＞

PS マガジン（製品安全情報メールマガジン　Vol.372　1 月 12 日号

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2020fy/vol372_210112.html

【事例 1】

延長コードから出火し、周辺を焼損する火災が発生した。

→湿気が高く、ほこりが多い環境下で使用していたことから、延長コードの刃受け金具間に異物が付着して絶縁性が低下し、トラッキング現象（※1）が生じて焼損したものと考えられる。

※1【トラッキング現象】：付着したほこりや水分によりトラック（電気の通り道）が生成され、異常発熱する現象

【事例 2】

テーブルタップに携帯電話やゲーム機など複数の電気製品を接続していたところ、製品及び周辺を焼損する火災が発生した。

→テーブルタップの電源コードはコンセント付近の壁の隅で過度に折り曲げられた状態であり、ふとんの下に挟み込まれていた。更に使用者は携帯電話の抜き差しなどでコードを強く引っ張っていたため、電源コードが過度な屈曲を受け、芯線が断線、スパークし、出火したものと推定される。

【事例 3】

使用中のコードリール付近から出火し、建物を半焼した。

→複数台のふとん乾燥機をコードリールに接続して使用したため、接続可能な最大消費電力を超え、コードが異常発熱して短絡・スパークが生じ、焼損したものと考えられる。

～～～

特集５ 戸別受信機等の配備促進に向けた取組
○ 第１章以下では、火災や風水害をはじめとする各種災害の統計数値を含む現況と課題、消防防災の組織と活動等について記載
・災害の現況と課題（火災予防、風水害対策、震災対策 等）
・消防防災の組織と活動（消防体制、消防職団員の活動、救急体制 等）
・国民保護への対応
・自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり
・国際的課題への対応
・消防防災の科学技術の研究・開発
○ なお、消防白書は、消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/publication/）に掲載するほか、総務省消防庁総務課（総務省３階）において閲覧に供することとします。

・萬祥株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_01.pdf
消費者庁は、本日、萬祥株式会社に対し、同社が供給する「Jaiaile(ジュエル)」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・株式会社Nature Linkに対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_02.pdf
消費者庁は、本日、株式会社 Nature Link に対し、同社が供給する「AirRevo CARD/エアレボカード」と称する商品及び「AirRevo CERAMIC PLATE/エアレボセラミックプレート」と称する商品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。
・「イオン空気清浄」に根拠なし　首下げ型、消費者庁が行政処分
＜共同通信　2021 年 1 月 15 日＞　https://this.kiji.is/722738097231544320?c=39546741839462401
　消費者庁は 15 日、「イオンが発生し、身につけるだけで空気トラブルを軽減」とうたって販売された、首から下げるタイプの 2 商品について、根拠がなく景品表示法違反（優良誤認）に当たるとして、製造販売会社「Nature Link」と「萬祥」（いずれも東京）に再発防止命令を出した。
　同庁によると、Nature社が販売したのは「AirRevo　CARD」という樹脂製などのカード。萬祥は「Jaiaile（ジュエル)」という充電式の携帯型空気清浄機。いずれも昨年「イオンのパワーで空気改革」「花粉やPM2.5除去率99.9%」などと自社や大手通販サイトで紹介されていた。

・自転車で児童ひき逃げか書類送検
＜NHK　2021 年 1 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210115/1000058983.html
去年１０月、横浜市の歩道で小学生の男子児童が自転車にはねられて大けがをしたひき逃げ事件で、自転車を運転していた３５歳の飲食店従業員が書類送検されました。
捜査関係者によりますと当初、別の自転車も男の子をはねたとみられていましたが、捜査の結果、男の子には接触していないことが確認されたということです。
捜査関係者によりますと、書類送検されたのは横浜市南区に住む３５歳の飲食店従業員の女で、去年１０月、自宅近くの歩道で自転車を運転中に下校途中だった小学３年の男子児童をはねて腕の骨を折る大けがをさせ、そのまま逃げたとしてひき逃げなどの疑いが持たれています。
ニュースを見ておよそ２週間後に警察署を訪れ、「現場を通って男の子にぶつかった」などと話したということで、警察は任意で捜査を続けていました。
調べに対し「男の子の状態が大丈夫だと思ったので現場を離れた」と話しているということです。
一方、当初、別の自転車も男の子をはねたとみられていましたが、捜査の結果、現場を通ったものの男の子には

接触していないことが確認されたということです。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・研究用原子炉の再稼働へ説明会

＜NHK　2021 年１月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/mito/20210115/1070011898.html

東海村にある研究用の原子炉「ＪＲＲ－３」について来月の再稼働を前に、運営する日本原子力研究開発機構が住民への説明会を開き、新しい規制基準に基づいて耐震工事を行ったことなどを説明しました。

東海村にある原子力機構の「ＪＲＲ－３」は、昭和３７年に運転を始めた国産初の研究用の原子炉で、福島第一原発の事故の前年から運転を停止していましたが、３年前に新しい規制基準に合格して来月末に再稼働することになっています。

これを受けて、１４日、東海村で説明会が開かれ、住民ら３７人が出席しました。

原子力機構の担当者は、新しい規制基準に基づき建屋や排気筒で耐震工事を行ったことや、燃料を冷やす原子炉プールの水位が下がったときに備えて外部から給水できる設備を新たに設けたことなどを説明していました。

参加者からは、「これまでに出た使用済み核燃料はどれくらい保管されているのか」とか、「防災対策を重点的に行う半径５キロ圏内にはどれくらいの住民がいるのか」といった質問が出ていました。

原子力機構では、東海村とひたちなか市、日立市であわせて７回説明会を開くことにしています。

日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の大井川宏之所長は「安全対策や、運転再開への期待が多方面から集まっていることを理解してもらえるよう説明していきたい」と話していました。

・原子力機構の職員が代理参加

＜NHK　2021 年１月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/mito/20210114/1070011891.html

先月、東海村で開かれた、東海第二原発について無作為に選ばれた住民どうしが意見を交わす会議に、選ばれた住民の代理で日本原子力研究開発機構の職員が参加していたことが分かり、村は適切でなかったとして今後は代理参加を認めないことを決めました。

東海村は東海第二原発について、村が再稼働を了解するかどうか住民の意向を聞いたうえで判断するためのプロセスの一つとして、住民どうしが原発について意見を交わす会議を開いています。

参加者は、村が住民基本台帳から無作為に選んだ１０００人のうち希望した２６人で、会議は合わせて５回の予定で、先月の初回の会議には１８人が参加しました。

この中で、参加者の男性の１人が原子力機構の職員で、選ばれた妻に代わって参加したことを明らかにしていましたが、村によりますと、会議のあと、代理での参加は適切でないという意見が会議の傍聴者から相次いで寄せられたということです。

村では、会議に先だって男性から代理で参加したいと相談を受けていて、関心の高さなどから参加を認めていたということですが、職業については確認していなかったということです。

これを受けて村は、適切な運用ではなかったとして今後は代理参加を認めないことを決めました。

東海村防災原子力安全課は「同居の家族であれば代理参加は可能という判断だったが、参加者は無作為抽出という会議の運営方法として不適切だったので改めたい」と話しています。

・大飯原発設置許可の効力停止申し立て　取り消し判決受け

＜朝日新聞　2021 年１月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP1G3K6QP1FPTIL01J.html

　関西電力大飯原発 3、4 号機（福井県）の安全対策をめぐり、国が関電に与えた設置許可を取り消した昨年 12 月の大阪地裁判決を受け、原告の住民側は 14 日、設置許可の効力を一時的に停止するよう大阪高裁に申し立てた。

　被告の国側は一審判決を不服として控訴しており、判決の確定まで設置許可を取り消す効力は生じない。このため今回、原告側は行政事件訴訟法に基づく「執行停止」の申し立てをし、高裁が申し立てを認めた場合、暫定

的に許可の効力が停止するため、3、4 号機は動かせなくなる。

一審判決は、原発の耐震設計の根幹となる基準地震動の審査に「看過しがたい過誤がある」などとして許可を違法と判断した。原告側は申立書で、「一審判決で原発の安全性に支障があることが明らかになった」と主張。住民らはすぐにでも原発事故で重大な被害を受ける可能性があるとして、控訴審の判決が言い渡されるまで設置許可の効力を停止するよう求めている。

[大震災対策]

・震災 26 年 室内の備え大丈夫？

＜YAHOO!JAPAN　2021 年 1 月 17 日＞　https://news.yahoo.co.jp/pickup/6382449

知識と備え

近年の地震による負傷者の 30～50%は、家具類の転倒・落下・移動が原因です。ここでは室内の備えをご紹介します。

またハザードマップで避難場所、避難経路などを確認しておきましょう。

室内の備え

地震負傷者の 30～50%は家具類の転倒・落下・移動

近年の地震による負傷者の 30～50%は、家具類の転倒・落下・移動が原因です。

部屋に物を置かないことが最大の防御。次に下敷きにならないように家具類を配置する。

その上で器具による家具類の転倒・落下・移動防止対策を行えば、ケガのリスクを低くすることができます。

なるべく部屋に物を置かない

納戸やクローゼット、据え付け収納家具に収納するなど、できるだけ生活空間に家具類を多く置かないようにします。

緊急地震速報を聞いたとき、すぐに物を置いていない空間に避難すれば安全です。

避難経路確保のレイアウト

ドアや避難経路をふさがないように、家具配置のレイアウトを工夫しましょう。

部屋の出入り口や廊下には家具類を置かないように、据え付けの戸棚に収納。さらに引き出しの飛び出しに注意し、置く方向を考えます。

火災などの二次災害を防ぐ

家具類がストーブに転倒・落下・移動すると、火災などの二次災害を引き起こす危険があります。

また、発火のおそれがある家具・家電も転倒・落下・移動防止対策が必須です。

転倒・落下・移動防止対策はネジ止めが基本

家具類のレイアウトを工夫したら、器具による家具類の転倒・落下・移動防止対策を行います。最も確実な方法は、壁にＬ型金具でネジ止めすることです。

ネジ止めが難しい場合は、突っ張り棒とストッパー式、突っ張り棒と粘着マットを組み合わせると効果が高くなります。

キャスター付き家具はロック

日常的に動かして使う場合、移動時以外はキャスターをロックし、定位置がある場合は壁や床に着脱式ベルトなどでつなげます。

普段動かさない物は下皿や、ポール式器具などを設置し、固定します。

テーブル・イスの滑り止め

壁面に接して置いていない背の低い家具類の中でも、特にテーブルやイスは移動防止対策が必須。

粘着マット、カーペットの場合は滑り防止マットを設置します。

長周期地震動への対策

長周期地震動は、大きくゆっくりとした揺れが続くのが特徴です。

そこで注意が必要なのが、つり下げ式照明、観賞用水槽やウォーターサーバーなど水をためる物。適切な器具で対策を施しましょう。

転倒・落下・移動防止器具

Ｌ型金具（下向き取り付け）

家具と壁を木ネジ、ボルトで固定。スライド式、上向き、下向き取り付け式があり、下向き取り付けが最も強度が高い。

ポール式器具（突っ張り棒）

ネジ止めすることなく、家具と天井の隙間に設置する。粘着マットやストッパーとの組み合わせで強度が高くなる。

粘着シート（マット式）

粘着性のゲル状で、家具の底面と床面を接着させる。

着脱式移動防止ベルト

壁とキャスター付き家具をつなげ、移動を防止する。

チェーン

つり下げ式照明器具などをチェーンやワイヤーなどで結ぶ。

ストッパー式

家具の前下部にくさびを挟み込み、家具を壁際に傾斜させる。

キャスター下皿

キャスターの下に置き、家具の移動を防止する。

ガラス飛散防止フィルム

ガラス製の扉、窓などに貼るフィルム。割れた際の破片飛散を防ぐ。

室外の備え

居住地域を知る

家のまわりの地形や地質、崖地など危険な場所、過去の災害とその対策を知ることは、災害対策に必要不可欠です。

また、避難場所や避難経路、広い公園などのオープンスペース、公民館、コンビニなどの施設を確認しておきましょう。いざというときに早めの対応ができ、安全な場所に避難することができます。

避難先を確認する

避難指示が出たり、火災の危険が迫ったときは、近くの小中学校や公園などの一時集合場所に避難します。

そこが危なくなったら、大きな公園や広場などの避難場所に移動。自宅が被害を受け、生活困難な場合は避難所でしばらく生活します。

それぞれの違いを理解しておくことが大切です。

避難所　　避難場所　　一時集合場所

避難場所へ避難する前に一時的に集合して様子を見る場所です（学校のグラウンド、近所の公園など）。

ハザードマップを確認する

ハザードマップは、災害被害の軽減や防災対策のため、被害想定区域や避難場所、避難経路などの情報を表示した地図のことです。

自分が住んでいる場所の浸水や土砂災害、液状化の危険性などを確認しましょう。

居住地の災害史を学ぶ

防災対策は過去の災害の教訓をもとに立てられています。過去の洪水や地震などの災害の歴史を学ぶことで、現実感を持った備えが可能になります。

近所で昔から住んでいる人に話を聞いたり、図書館で地域の災害の歴史を調べたりしましょう。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を掲載しています。

＜厚生労働省　2021 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16126.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16125.html

・国内の発生状況について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 1 月 16 日版）

＜厚生労働省　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16124.html

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(1 月 15 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16123.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x9fTC8JCPevxZp1Y
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzt7aAstLNOL4Y5RY

◇大江戸線運転士の集団感染、「盲点」だった共用洗面所の蛇口
＜読売新聞　2021 年 1 月 14 日＞
https://www.yomiuri.co.jp/national/20210114-OYT1T50170/
新型コロナウイルスの感染拡大は、公共交通機関の運行にも影響する。東京では、都営地下鉄大江戸線の運転士が集団で感染し、年末年始の約２週間、間引き運行となった。感染が広がる要因の一つになったとみられるのは、運転士の宿直施設にある洗面所の蛇口だ。鉄道の運転士は交代要員の確保が難しく、鉄道各社は対策強化を検討している。
■本数削減
　都営大江戸線は、新宿や六本木など東京の中心部を結ぶ路線だ。一部は２３区北西部の練馬区にも延びる。２０１９年度は、１日に約９８万人が利用した。
　運転士の感染が最初にわかったのは、昨年１２月１５日だ。それから次々に感染者が判明し、今月４日までに３８人に上った。大江戸線に乗務する運転士の２割に当たり、感染者との濃厚接触者となった運転士ら４人も出勤できなくなった。このため大江戸線は、昨年１２月２７日から１月１１日にかけ、運行本数を普段の７割程度に抑える運行体制となった。
　都交通局などによると、３８人はいずれも江東区内の庁舎で始発などに備え、宿直していた。寝室は個室で、リネン類も毎日交換されていたが、洗面所や浴室、台所は共用で、同時に複数人が利用することもあった。
　１２月の保健所の現地調査で、感染を広げたと推定されたのは洗面所の蛇口だった。手で回して水を出すタイプで、歯磨きの際に唾液が付着した手で触れるなどし、ウイルスが付着した可能性が高いと指摘された。
　これを受け、都交通局は都営地下鉄各線の運転士に、洗面所の蛇口は紙で覆って触れることや、使用後の手指消毒などを指示。手を近づけるだけで水の出るセンサー式蛇口への変更も今後、検討するという。

◇マスコミ報道　見出し
・「第３波」収束見通せず　感染者、累計３１万人超―国内初確認から１年・新型コロナ
＜時事ドットコム　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021011500766&g=soc
・コロナ死者 200 万人超える 3 カ月半で倍増、収束見通せず
＜共同通信　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/new_type_pneumonia/5725825.html
・「爆発的な感染拡大を疑わせる水準」都内状況で専門家が危機感
＜NHK　2021 年 1 月 14 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210114/k10012814381000.html?utm_int=all_side_ranking-access_005
・東京都内のワクチン接種、準備難航　区市町長「情報少ない」小池知事に訴え
＜毎日新聞　2021 年 1 月 15 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210115/k00/00m/040/080000c
・新型コロナ、家庭で感染 6 割超　帰省影響か　今月 5～11 日の兵庫
＜神戸新聞　2021 年 1 月 15 日＞
https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202101/0014006730.shtml
・石川 “成人式の会食”でクラスター 重症者は最多
＜北陸放送　2021 年 1 月 15 日＞

[対策・予防]
◇省庁発表
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（６指標）を更新しまし

た。
＜厚生労働省　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information
＜厚生労働省　2021 年 1 月 15 日＞
System on COVID-19 https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=GeGhstH39glRO2eLY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=cYnJ2rmfnmE5UzvjY

◇マスクしていない人「気になる」87% NHK 世論調査

＜NHK　2021 年 1 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210116/k10012817841000.html
新型コロナウイルスによる生活や意識の変化などについて NHK は世論調査を行いました。マスク着用への意識に関する質問では、外出時にマスクを着用していない人を見かけたら『気になる』と答えた人が 87%に上りました。
NHK は去年 11 月 4 日から 12 月 7 日にかけて全国の 18 歳以上 3600 人を対象に、郵送法で世論調査を行い、64.8%に当たる 2331 人から回答を得ました。
このうちマスク着用への意識に関する質問では、外出時にマスクを着用していない人を見かけたら
▽「非常に気になる」と答えた人は 36%
▽「やや気になる」は 51%
▽「あまり気にならない」は 11%
▽「全く気にならない」は 2%でした。
一方、自身のマスクの着用について他人の目がどの程度気になるかについては
▽「非常に気になる」が 43%
▽「やや気になる」が 36%
▽「あまり気にならない」が 14%
▽「全く気にならない」が 6%となりました。
さらに、感染を防ぐため政府が呼びかけている「新しい生活様式」について、日本の社会に定着すると思うことを聞いたところ
▽「マスクや手洗い」が 91%
▽「部屋の消毒や換気」が 53%
▽「テレワークなどの新しい働き方」が 51%
▽「3 つの密の回避」が 51%
▽「キャッシュレス決済」が 46%などとなりました。

・共通テスト マスクから鼻出し受験 注意従わず不正認定
＜NHK　2021 年 1 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210117/k10012819811000.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・コロナワクチン接種、海外渡航の条件にならず　ＷＨＯが勧告
＜ロイター　2021 年 1 月 16 日＞
https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-who-panel-idJPKBN29K2L3
［ジュネーブ　１５日　ロイター］ - 世界保健機関（ＷＨＯ）は１５日、新型コロナウイルスに関し、ワクチン接種や免疫獲得の証明を海外渡航の条件としないよう勧告した。ワクチンの感染抑制効果を巡って「重大な不明点」が残るほか、接種が限られるためと説明した。
ＷＨＯの緊急委員会は声明で「現時点で各国とも入国の条件として、ワクチン接種や免疫獲得の証明を義務付けるべきではない」と表明。また「ワクチン接種の証明があるからといって、海外渡航者が他の感染予防対策を免除されるべきではない」と強調した。

テドロス事務局長は一連の勧告を承認し、国連加盟国に送付した。
ＷＨＯで緊急事態対応を統括するマイク・ライアン氏は、現時点でまだ科学的根拠が完全ではなく、ワクチンも十分ではないので、渡航に不必要な制限を設けるべきではないというのが勧告の趣旨だと述べた。
こうした中、ＷＨＯの主任科学者を務めるソミヤ・スワミナサン氏は、コロナワクチンの世界的な公平分配を目的とした枠組み「ＣＯＶＡＸファシリティー」を通じたワクチン配布が１―３月中に開始し、年内に配布量が拡大するという見通しを示した。

・米ファイザー、コロナワクチン出荷遅延へ 接種計画に打撃
＜AFP＝時事　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3326588
　米製薬大手のファイザーは 15 日、独製薬ベンチャーのビオンテックと共同開発した新型コロナウイルスワクチンについて、向こう 3〜4 週間にわたり出荷ペースを落とすと発表した。ベルギーにある主要工場での製造能力向上に向けた作業が理由。世界各国が進めるワクチン接種計画にとって大きな打撃となる。
　ファイザーによると、ベルギーのプールスにある工場で、生産能力を来月中旬から増強するための改修が必要となった。2 月下旬から 3 月にかけての出荷は「大幅に増える」予定だという。欧州委員会も、第 1 四半期の納品が確約されたていた分は予定通り届く見通しだとしている。
　一方、ワクチンの追加供給を待ち望んでいる欧州連合加盟諸国は不満をあらわにした。
　EU 最大の経済大国であるドイツは「直前で予想外の」出荷遅延に遺憾の意を表明。EU のワクチン調達を一括して担当した欧州委員会に対し、今後の出荷について「透明性と確実性を要求する」よう求めた。
　デンマーク、エストニア、フィンランド、ラトビア、リトアニア、スウェーデンの EU 北部 6 か国も欧州委員会に対する書簡で、遅延は「受け入れられない」もので、「ワクチン接種計画の信用を下げる」と警告した。

・新型コロナワクチン、３独法傘下病院で先行接種へ　厚労省打診
＜産経新聞　2021 年 1 月 17 日＞　https://www.sankei.com/life/news/210117/lif2101170044-n1.html
---

◇コロナ 自宅療養中に症状悪化で死亡 注意点は
＜NHK　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210114b.html
自宅療養中の死亡　４都県で７人
自宅療養 東京都は８４１４人
入院かホテル・自宅療養か調整中の人 東京都は６５４６人
自宅療養の際の注意点は
都内で新型コロナウイルスに感染し自宅で療養していた男性が入院先が見つからず症状が悪化して死亡したことについて、感染症学が専門の国際医療福祉大学の松本哲哉教授は深刻な医療体制のひっ迫状況を指摘しました。
「本来であればもう少し早めに入院の判断ができるところが、医療体制がひっ迫しているため我慢して自宅にいてもらうという状況だ。病院はすでにいっぱいの状態で新しい患者を受け入れようと思ってもベッドの空きがなくて入院させられず、簡単にベッドを増やせる状況にもない。医療現場は確実にステージが変わっている」
自宅療養の際の注意点を聞きました。
・感染した人のなかには自分の症状の悪化を自覚しにくい人がいる。自覚症状がでたときには非常に症状が進んでいる
・同居する人がいる場合は感染への対策をとりながら、肩で息をして呼吸が苦しそうではないかや顔色が悪くなっていないかなど自宅で療養している人の様子を観察する
・『パルスオキシメーター』という血液中の酸素濃度を測る機器を使用し、定期的に自分の状況を数値化して把握する
江戸川区は酸素濃度測る医療機器貸し出し

◇大学等関係
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川〜九州・沖縄】(1/14 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 1 月 14 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(1/13 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 1 月 13 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
---

◇マスコミ報道　見出し
・「第３波」収束見通せず　感染者、累計３１万人超―国内初確認から１年・新型コロナ
＜時事ドットコム　2021 年 1 月 16 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021011500766&g=soc
****

[3] フロン排出抑制法の令和元年度の施行状況の調査結果を公表します
＜環境省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108949.html
環境省では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）の令和元年度の施行状況について、都道府県に対し調査を行い、その結果を取りまとめましたので公表します。
環境省では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を一層促進していくため、今後も他省庁や都道府県の関係部局との連携を強め、フロン排出抑制法の施行の徹底を図ってまいります。
１　調査結果概要
令和２年４月１日現在の第一種フロン類充塡回収業の登録数は47,049件であり、平成31年４月１日現在と比べ、約 1,600 件増加。
第一種特定製品管理者に対しては 1,588 件の立入検査を実施するとともに 223 件の指導・助言等を実施。
第一種フロン類充塡回収業者に対しては 1,127 件の立入検査を実施するとともに 179 件の指導・助言等を実施。
第一種特定製品管理者及び第一種フロン類充塡回収業者に対する法に基づく指導・助言は都道府県による指導・監督の強化により近年増加。
添付資料
【別紙１】フロン排出抑制法の施行状況調査結果の概要について（令和元年実績）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115423.pdf
【別紙２】フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行状況調査報告書（令和元年実績）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115424.pdf
****

[4] *医薬品等*
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 10 号）
［官報］　令和 3 年 1 月 15 日　本紙　第 412 号　3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210115/20210115h00412/20210115h004120003f.html
○厚生労働省告示第 10 号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品(平成十九年厚生労働省告示第六十九号)の一部を次の表のように改正し、令和三年一月十六日から適用する。
令和 3 年 1 月 15 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久
(傍線部分は改正部分)

改　正　後	改　正　前
別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～二百六十六　(略) 二百六十七　ロラタジン (略)	別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～二百六十六　(略) (新設) (略)

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第 11 号）

［官報］ 令和３年１月 15 日　本紙　第 412 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210115/20210115h00412/20210115h004120003f.html

○厚生労働省告示第 11 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間(平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号)を次の表のように改正し、令和三年一月十六日から適用する。

令和３年１月 15 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表
<table>
<tr><td>一般名</td><td>適用日</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>ロラタジン</td><td>令和三年一月十六日</td></tr>
</table></td><td>別表
<table>
<tr><td>一般名</td><td>適用日</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>ロラタジン</td><td>令和二年一月十六日</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

****

［5］*食品安全衛生関係*

◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第３号）

［官報］ 令和３年１月 15 日　号外　第９号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210115/20210115g00009/20210115g000090003f.html

○厚生労働省令第３号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年１月 15 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第一（第十二条関係）
一～三十二　（略）
三十三　亜硫酸水素アンモニウム水
三十四～百十　（略）
百十一　キチングルカン
百十二～二百六　（略）
二百七　DL－酒石酸カリウム（別名 dl－酒石酸カリウム）
二百八～三百二十六　（略）
三百二十七　ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体
三百二十八～四百七十二　（略）</td><td>別表第一（第十二条関係）
一～三十二　（略）
（新設）
三十三～百九　（略）
（新設）
百十～二百四　（略）
（新設）

二百五～三百二十三　（略）
（新設）

三百二十四～四百六十八　（略）</td></tr>
</table>

――――――――――

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 12 号）

［官報］ 令和３年１月 15 日　号外　第９号　4～14 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210115/20210115g00009/20210115g000090004f.html

○厚生労働省告示第 12 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年１月 15 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

―「改正前」と「改正後」が併記されているが、「改正前」を省略し「改正後」のみ記載―

第２　添加物

Ａ・Ｂ　（略）

Ｃ　試薬・試液等

別に規定するもののほか、試験に用いる試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、標準品、クロマトグラフィー用担体／充填剤、温度計、ろ紙、ろ過器、ふるい、検知管式ガス測定器、参照赤外吸収スペクトル及び計量器は、次に示すものを用いる。

なお、日本産業規格に適合する試薬については、その番号を付し、特級、１級、ｐＨ標準液用等の種類のある場合には、種類も付した。本規格で用いる試薬の名称が日本産業規格の名称と異なるものには、本規格の名称の次に日本産業規格の試薬の名称を付した。認証標準物質は、JISQ0034 に適合し JISQ0031 に規定する認証書が添付されたものをいう。計量法（昭和 26 年法律第 207 号）に規定する標準液又は標準ガスは、JISQ0034 に適合し、同法第 144 条第１項に基づく証明書が添付されたものをいう。

試薬・試液、容量分析用標準液及び標準液を保存するガラス容器は、溶解度及びアルカリ度が極めて小さく、鉛及びヒ素をできるだけ含まないものを用いる。

１．試薬・試液

―改正された試薬・試液の名称のみ記載―

（略）
アゾコラーゲン　（略）
アダマンタン　（新設）
５’－イノシン酸二ナトリウムｎ水和物　（略）
イミダゾール　（新設）
キシロース　（略）
キチン　（新設）
（略）
２，３－ジヒドロ－２，３－ジオキソ－１Ｈ－インドール－５－スルホン酸ナトリウム二水和物
（略）
１、３－ジビニルイミダゾリジン－２－オン　（新設）
ヒドロキシルアミン試液　（略）
１－ビニルイミダゾール　（新設）
（略）
ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム　（略）
２－ピロリドン　（新設）
（略）
Ａ－Ｎ－ベンソイル－Ｌ－アルギニンエチルエステル塩酸塩　（略）
ペンソニトリル　（新設）
（略）

２．～10.（略）

11.参照赤外吸収スペクトル

ここに掲げる参照スペクトルは、フーリエ変換形赤外分光光度計を用い、成分規格・保存基準各条に規定する方法により試料を調製し、装置の分解能を４cm１として測定して得られたスペクトルで、横軸に波数（ｃm-1)、縦軸に透過率（%）を取り、図示したものである。対照には、錠剤法（直径10mm)では試料を含まない臭化カリウム錠剤を、ペースト法、薄膜法及び液膜法では窓板１枚を用いた。

ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール（略）

ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体　（新設）

12.（略）

Ｄ　成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。遺伝子組換えに係る審査を受けた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

（略）

Ｌ－アラビノース

（略）

亜硫酸水素アンモニウム水　（新設）

（略）

キチナーゼ

（略）

キチングルカン　（新設）

ｊ－酒石酸　（略）

ＤＬ－酒石酸カリウム　（新設）

（略）

Ｌ－ヒドロキシプロリン　Ｌ－オキシプロリン（略）

ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体　（新設）

（略）

Ｅ　（略）

Ｆ　使用基準

（略）

α－アミルシンナムアルデヒド　（略）

亜硫酸水素アンモニウム水　（新設）

（略）

希釈過酸化ベンゾイル　（略）

キチングルカン　（新設）

（略）

臭素酸カリウム　（略）

ＤＬ－酒石酸カリウム　（新設）

（略）

ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール　（略）

ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体　（新設）

◇酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁告示第１号）

［官報］　令和３年１月15日　号外　第９号　3～4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210115/20210115g00009/20210115g000090003f.html

○国税庁告示第１号

酒税法施行規則(昭和三一十七年大蔵省令第二十六号)第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件(平成九年国税庁告示第五号)の一部を次のように改正し、令和三年一月十五日から適用する。

令和３年１月 15 日　　国税庁長官　　可部　哲生

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>酒類の品目</th><th>混和することができる物品名</th></tr>
<tr><td>全酒類</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>みりん</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>ビール又は発泡酒</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>果実酒及び甘味果実酒</td><td>ベクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β－グルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、キチングルカン、ビニルイミダゾール－ビニルピロリドン共重合体、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、二酸化硫黄、アルゴン、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、Ｌ－酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リゾチーム、二炭酸ジメチル又はＬ－酒石酸カリウム</td></tr>
</table>
（注）　［１～４　略］
５　キチングルカン、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体、メタ酒石酸、ＤＬ－酒石酸カリウム又はＬ－酒石酸カリウムを混和することができる果実酒及び甘味果実酒は、ぶどうを主原料としたものに限る。
</td><td>
<table>
<tr><th>酒類の品目</th><th>混和することができる物品名</th></tr>
<tr><td>全酒類</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>みりん</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>ビール又は発泡酒</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>果実酒及び甘味果実酒</td><td>ベクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β－グルカナーゼ、カゼイン、カゼインナトリウム、カオリン、パーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、Ｌ－アスコルビン酸、Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、二酸化硫黄、アルゴン、ＤＬ－酒石酸水素カリウム、Ｌ－酒石酸水素カリウム、アラビアガム、クエン酸、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メタ酒石、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、リゾチーム、二炭酸ジメチル又はＬ－酒石酸カリウム</td></tr>
</table>
（注）　［１～４　略］
５　メタ酒石酸又はＬ－酒石酸カリウムを混和することができる果実酒及び甘味果実酒は、ぶどうを主原料としたものに限る。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の傍線部分は改正部分であり、［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

◇(予定変更)アプリケーションを活用した食品表示の実証調査を行います

＜消費者庁　2021 年１月 15 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022198/

****

[6] *温暖化対策関係*

◇英大使館がデータの誤りを指摘　政府の脱炭素化向け戦略

＜朝日新聞　2021 年１月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP1G65S9P1GULFA00S.html

2050 年の脱炭素化に向けた政府の「グリーン成長戦略」をめぐり、英国の再生可能エネルギーの導入政策の記述が誤っているとして、在日英国大使館が経済産業省に指摘していたことがわかった。日本が 50 年までにめざす再生エネの導入比率の目安を「約 50～60%」とする根拠の一つとして示していたもので、経産省は修正することも

含めて大使館側と対応を協議しているという。

成長戦略では再生エネの最大限の導入を図るとし、50 年の総発電量に占める再生エネの割合を参考値として「約 50～60%」と明記。そこに「世界最大規模の洋上風力を有する英国の意欲的なシナリオでも約 65%」「米国でも再エネ 55%」と併記した。

ところが、英国大使館は 12 日、経産省などの政府関係者や NPO などにメールを送り、「誤解を招く内容が含まれていた」と指摘。英国のシナリオが「約 65%」とした部分についても「英国はこのような目標は掲げておらず、英国の政策ではない」と否定した。

英国大使館によると、英国は 50 年の温室効果ガスを実質ゼロにする目標を掲げているが、再生エネの導入目標は定めていない。英国政府が設けた有識者機関は昨年 12 月 9 日、脱炭素化に向けた再生エネ導入の道筋を提言したが、それも「30 年までに 60%、35 年までに 70%、50 年までに 80%」と、数字が違うという。

日本の再生エネの目安をめぐっては、民間団体などから「低すぎる」との指摘があり、英国の記述の誤りも「意図的ではないか」と疑う声も出ている。

経産省資源エネルギー庁戦略企画室は朝日新聞の取材に対し、英国の有識者機関が 19 年に出した提言に基づいて「約 65%」と記述したと釈明。昨年 12 月の提言に新たな数値があることは認識していなかったという。年明けに英国大使館から指摘を受けたといい、「大使館と話して対応を考えたい。修正もありうる」としている。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）に係る補助事業者（執行団体）の公募について

＜環境省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108946.html

---

[調査結果]

◇有明海南部海域及び八代海における藻場・干潟分布状況調査の結果について

＜環境省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108911.html

---

◇食生活に関する世論調査　　令和 2 年 9 月調査

＜内閣府　2021 年 1 月 15 日＞　https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-shokuseikatsu/index.html

---

[統計資料]

◇薬事工業生産動態統計令和２年 10 月分月報について

＜厚生労働省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wNDUDMVFOuz2YhpY

****

[8] ***その他省庁発表***

◇大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 2 号）

［官報］　令和 3 年 1 月 15 日　号外　第 9 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210115/20210115g00009/20210115g000090001f.html

〇文部科学省令第２号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 1 月 15 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則　（平成十八年文部科学省令第十二号）　の一部を次のように改正する。

―改正された様式　書類名のみ記載―

別記様式第一号の一及び別記様式第一号の二を次のように改める。

大学設置認可申請書
大学学部設置届出書
別記様式第七号の三を次のように改める。
教育課程連携協議会構成員就任承諾書
別記様式第七号の五及び別記様式第七号の六を次のように改める。
臨地実務実習施設使用承諾書
連携実務演習等に関する承諾書
附　則
（施行期日）
１　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇令和２年度大学等卒業予定者の就職内定状況(12 月１日現在)を公表します
＜厚生労働省　2021 年１月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x9fTC8JCPevxZh1Y
＜文部科学省　2021 年１月 15 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyiacwlbu5cgkbJ
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・生態影響に関する化学物質審査規制／試験法セミナーの開催について　　２月 16 日、ウェブ会議
＜環境省　2021 年１月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108935.html
第１部　（化学物質審査規制に関する動向）
化学物質の製造・輸入・使用に携わる事業者や国民等、幅広い方を対象に、国内外の化学物質審査規制に係る最新動向について説明します。
第２部　（生態毒性試験等に関する事項）
主に化審法に基づく届出を行う事業者や生態毒性試験実施機関を対象に、OECD における試験法の開発・改訂、ガイダンス文書改訂などの最新動向や、生態毒性試験に関する技術的な事項について説明します。また定量的構造活性相関を用いた生態毒性予測システム KATE（KAshinhou Tool for Ecotoxicity）について紹介します。
・自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会　　２月５日
＜厚生労働省　2021 年１月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wNDUDMVFOuz2YBpY
（１）自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた基本的な方向性について
（２）その他
・令和２年度第１回薬事・食品衛生審議会　薬事分科会医療機器・再生医療等製品安全対策部会安全対策調査会を開催します　　１月 22 日
＜厚生労働省　2021 年１月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0cHFHdRUK_3ncYtY
（１）経腸栄養分野の小口径コネクタ品の切替えについて
（２）その他
・第７回「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催します（オンライン会議）
１月 19 日
＜厚生労働省　2021 年１月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t08PHH9ZWKf_lcAlY
（１）脳・心臓疾患の労災認定の基準について（支給決定事例等に基づく検討）
（２）その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　１月 29 日、Ｗｅｂ会議
＜厚生労働省　2021 年１月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wtLWDsdHOO70YZhY
・令和２年度第２回化学物質のリスク評価検討会を開催します　　１月 28 日、オンライン開催

＜厚生労働省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=DfW1psXj4h1FL3mfY
(1) リスク評価対象物質のリスク評価について
(2) その他
・化学物質審議会第２０４回審査部会（書面審議）　　1 月 20 日
＜経済産業省　2021 年 1 月 15 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36906
1.　　新規化学物質の審議について
2.　　その他
・令和２年度中央鉱山保安協議会　　1 月 26 日
＜経済産業省　2021 年 1 月 15 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36927
（1）粉じん規制制度の見直し
（2）鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令、同技術指針の見直し
（3）眼の水晶体に係る放射線防護規則の見直し
（4）第１３次鉱業労働災害防止計画の実施状況
（5）「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第５次基本方針）」に係る取組
（6）休廃止鉱山インフラのレジリエンス強化の状況
（7）石炭じん肺訴訟の現状
（8）コロナ感染拡大防止に向けた鉱山保安分野での取り組み
（9）令和３年度鉱山保安関係予算案
・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループ（第 4 回）
1 月 22 日
＜経済産業省　2021 年 1 月 15 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36945
1.　　電力事業の環境変化に対応した今後の電気保安規制について
2.　　電気保安におけるスマート化の推進に向けた対応について
電気保安規制の改正に向けた準備状況について
・中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 25 回）の開催について　　1 月 22 日
＜環境省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108891.html
---

[開催記録、報告、資料等]
・第 63 回 食品表示部会の会議資料の掲載について　　1 月 15 日
＜内閣府　2021 年 1 月 15 日＞
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/063/shiryou/index.html
　　食品表示基準の一部改正（玄米及び精米に関する表示）に係る審議
****

[10] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査（定期糞便採取調査）の結果について（令和２年 12 月分）
＜環境省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.env.go.jp/press/108951.html
環境省では、野鳥における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス（調査）の一環として、定期糞便採取調査を実施していますが、令和２年 12 月に実施した同調査では、高病原性鳥インフルエンザウイルスは確認されませんでした。
・山形県で発生した豚熱（国内 60 例目）に係る搬出制限及び移動制限区域解除について
＜農林水産省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210115_6.html
・宮崎県小林市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 33 例目）に係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210115_5.html
・香川県三豊市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 1,3～8,13,14,25,28 及び 31 例目）に係る移動制限の解除について

＜農林水産省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210115.html
・ハンガリーのバーチ・キシュクン県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 1 月 15 日＞　https://www.maff.go.jp/index.html

◇新化学物質、化学物質新利用技術等
・“蚊のタンパク質 ” 人工的に作り 高感度の臭いセンサー開発
＜NHK　2021 年 1 月 18 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210118/k10012819741000.html?utm_int=all_side_ranking-social_004

◇その他
・自転車や電動キックボード　大学で「シェア」広がる
＜朝日新聞　2021 年 1 月 17 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP1J7QZLND7PTIL02Y.html
****

[付録]
◇緊急事態宣言も望み薄か、コロナ感染爆発を食い止める「現実的な行動」
＜DIAMOND online　2021 年 1 月 15 日＞　https://diamond.jp/articles/-/259806
グーグル AI の予測が変化
「コロナ陽性者は増え続ける」
　直近のグーグルの AI の「新型コロナ感染予測」によれば、これから 28 日間について、「2 月 6 日まで新規陽性者数はひたすら増え続け 1 日 1 万人を超えるようになる」のだそうです。先週は同じ AI が「緊急事態宣言発令を受けて、陽性者数が 1 月下旬に減少に転じる」と予測していましたが、判断を変えたようです。
　AI がどう考えているのか、中身はブラックボックスなので人間にはわかりません。ただ想像するに、この 1 週間でグーグルの AI は GPS 情報のビッグデータなどをもとに「緊急事態宣言だけでは新型コロナの第 3 波は抑え込めない」と判断したのではないでしょうか。
　街の声からも不安が感じ取れます。飲食店の営業時間が 20 時までに制限される一方で、街の風景はそれ以外、大きくは変わっていません。「そもそも時間で区切ることで効果が出るわけではないだろう」という意見は、「休日昼間の繁華街で人出が宣言前よりも増加している」といった報道に触れると、もっともな主張に思えます。
　この点に関しては色々な政治家が色々なことを言っており、結果として国民が混乱しています。具体的に言えば、緊急事態宣言下の都府県では「20 時以降の外出の自粛」が当初唱えられていましたが、これは若者を含めてかなり徹底されていたわけです。
　そこにあとから「誤解がある」「昼食はリスクが低いということではない」と、当初の呼びかけを否定するようなコメントも出てきました。自粛の効果を上げるためには国民が自粛期間に何をすべきかを指示することこそが重要なのですが、そこが混乱しています。
　著書『日本経済予言の書』でも述べましたが、この冬の緊急事態宣言は日本経済にとって昨年以上に重要な局面です。普通の対策では自粛が昨年以上に長期化し、そうなればぎりぎりで持ちこたえている中小企業の連鎖破綻が起きる可能性がある。そうならないために、コロナを早期かつ確実に収束させる「現実的な行動」を打ち出す必要があります。
　では、効果を期待できる指示は何かというと、昨年のコロナ流行時において明らかに効果が認められたものは、以下のような行動でしょう。
(1) マスクの着用
(2) ソーシャルディスタンスという概念の導入
(3) 手洗い、うがいの励行
「3 密を避ける」という言葉もわかりやすかったと思います。
マスク、手洗い、うがいの他に
さらにとるべき行動とは

そして現在の問題は、この 3 つの行動が徹底されているにもかかわらず、第 3 波が本格化してきたことで、「従来の行動に加えてさらに効果がある行動をとらなければいけない」ということです。本稿では、それが何なのかを探っていきたいと思います。

私は医学の専門家ではないので、本稿の前提として、医学の観点ではなく人間行動学の観点からその「効果がある行動」をお話したいことを、先にお断りしておきます。その違いは、昨年起きた「マスク論争」を思い起こしてもらえるとわかります。

医学の観点では、市販の不織布マスクには新型コロナから自分の身を守る効果は期待できないそうです。ウイルスが網目よりずっと小さいからです。しかし、人間行動学の観点では、皆がマスクをすれば新型コロナの拡大は一定数防げます。理由は、不織布マスクには他人に飛ぶ飛沫を減らせるメリットがあるし、マスクをすることで手に付いたウイルスを無意識に口に運ぶことを防げるからです。

今求められるのは、これと同じ考え方です。たとえ医学的に厳密ではなくても、効果がありそうな社会的な施策は存在します。先ほど挙げた 3 つの習慣もそうだし、東京都知事が広めた「3 密」や「5 つの小」は、人間の行動を変えることでコロナを収束させる効果が期待できました。

もし医学的に新型コロナの拡大を封じ込めようとしたら、完全に都市をロックダウンするしかないわけです。しかし、それをやりたくないため、日本政府は学校にも公共交通機関にも昼間の商業施設にも営業や運営を容認しています。それが前提となっているわけなので、従来の取り組みに「何か簡単に実行できる新しい習慣」をもう 1 つ加えることで、より効果を導き出せないか。私たちはそこを考えるべきだと思います。

では、ある程度自粛生活をしながら、新型コロナから身を守るにはどうすればいいでしょうか。ここで感染者との接触確率を考えてみます。冒頭のグーグルの AI の予測を前提に考えると、これからの 1 カ月間で予測される新規の陽性患者数は、約 23 万人とされています。これまでの 1 年間の累計感染者数が 30 万人ですから、それにほぼ匹敵する数字です。

とすると、自分の目の前に座っている人が新型コロナ感染者である確率はどれくらいでしょうか。23 万人を日本の人口で割ると、確率は約 0.2%と計算されます。言い換えると 500 人に 1 人。自分のとる行動が打ち合わせだとしても、会食だとしても、レジでのやりとりだとしても、混雑した電車に乗ることだったとしても、リスクは同じ確率です。

数字的には微妙に現実的な怖さを感じる一方で、500 人のうち 499 人はセーフです。つまり今年の第 3 波の流行では、感染者との接触確率は昨年よりもかなり高くなった一方で、それでもなかなか当たらないロシアンルーレットのような状態だという、微妙な線なのです。

自分が他人にうつす確率を減らす
ための行動は、まだ残っている

そうした前提で「接触については自粛できるだけ自粛し、これまでの新しい生活習慣を継続したうえで、それ以外に感染確率を減らす方法はないだろうか」という点について考えてみましょう。

この問題を考えていくと、先ほどの「マスク論議」と同じ構造であることに気づきます。つまり、自分が感染する確率はこれ以上減らせないものの、自分が他人にうつす確率を減らすための行動がまだ残っているようです。

繰り返しますが、これは医学的な見地からは決して厳密な提言ではありません。あくまで人間行動学的に効果がありそうだという意味です。自分が他人に新型コロナをうつす確率を減らす方法は、新しいマナーとして、次の行動を新たに加えるというものです。

(1) 発熱したら周囲に宣言する
(2) 発熱宣言をした人と過去 2 日以内に接触した人は、今日を含め 3 日間外出を自粛する

特に (2) が、自分が他人に新型コロナをうつしてしまうリスクを減らすカギです。

これはいくつかの点で、医学的な見地からの提言とは異質なものです。現在の医学的な提言では、新型コロナウイルスの陽性が判明した人を基準として、その陽性者が発症する 2 日前までに接触者した人を「濃厚接触者」と定義し、強い行動の自粛を求めています。そこに私の提案を採用すると、濃厚接触者よりも広い範囲に自粛を広げることになります。

一方で、接触から自粛終了まで合計 5 日程度ということは、コロナの最大潜伏期間である 14 日間よりもずっと

短い。つまり、完璧からはほど遠い提案ということになります。しかしこの設定は、社会学的に意味があると私は考えています。

松村邦洋さんのケースで考える

コロナ感染が最も危険な時期

この行動の意義を説明するために、昨年末に新型コロナに感染したタレントの松村邦洋さんの体験談を例にとってお話しします。松村さんは12月26日の朝に38.4度の発熱をして、病院にいきました。病院に着くころには熱は36度まで下がり、抗原検査についても陰性だったそうです。

その後平熱のまま仕事を続けますが、28日に舞台の稽古のために受けたPCR検査で29日に陽性の連絡を受けます。咳と痰が増えて呼吸が苦しくなったのは、30日からだそうです。

さて、この松村さんのケースでは、発症と定義されるのは実は26日だそうです。そしてここが新型コロナの怖ろしい点ですが、研究によれば他人に感染させる力は発症の2日前から強まり、しかも発症前のほうが感染力が高く、PCR検査で陽性が判明する頃にはそれがかなり下がっているというのです。

つまり松村さんのケースの場合、12月24日頃からの数日間が最も他人にコロナを感染させる可能性が高かった時期なのですが、本人はまだこの時点では自分が新型コロナに感染しているとは知らないまま、29日まで行動しているわけです。

新型コロナは多くの場合、発症日の段階では症状が風邪と区別がつきません。熱が出て「やばいな」と思ったら、比較的すぐに熱がひいたりする。それで数日様子を見ていると、また熱が上がり、そこから症状が悪化していく。松村さんと同い歳で、残念ながら新型コロナで亡くなってしまった羽田雄一郎・参議院議員のケースでも、初期症状は同じでした。

これらのケースから私たち一般人が知っておくべきことは、コロナの新規陽性者は陽性が判明する数日前に風邪の初期症状を示す、という事実です。風邪の諸症状には咳、喉の腫れなどいろいろありますが、新型コロナ感染者の9割近くが共通して体験している風邪症状が発熱だといいます。

発熱したらすぐに宣言する

そして3日間、自粛する

そこから考えれば、自分が他人に新型コロナをうつさないためにできることは、発熱したらすぐ周囲に宣言することではないでしょうか。

私の日常でも「熱が出たので今日のアポイントをキャンセルさせてほしい」という相談が実際にあります。当然ですが、その申し出は歓迎です。こちらとしては、発熱を内緒にしてアポを優先してほしくはないわけです。

そして、発熱を宣言した人が周囲にいて、かつ自分がその人に過去2日以内に接触していたら、その場合は自分も今日から3日間、外出せずに自粛することを社会のマナーとして広めるというのが、私のアイデアです。医学的には新型コロナは最長で14日間潜伏する可能性がありますが、多くのケースでは感染から5日以内に発症します。

発熱がなくても発熱するかもしれないと考え、マナーとして仕事を休む期間として考えると、3日間ならかなり多くの人が実行可能な範囲に含まれるのではないでしょうか。もし感染していた場合、その間が一番他人にうつしやすい時期であるという前提を考慮すれば、陽性判明段階ではなく発熱した段階で自分以外に周囲にも行動自粛を促すのは、社会学的に意味のある行動です。

ここで注意していただきたいのは、この私案のガイドラインは医学的に厳密ではないけれども、社会学的には効果があるかもしれない、という範囲の提案だということです。そもそも、3密もソーシャルディスタンスもその意味では同じで、厳密ではなくともこれまでのコロナの予防にはそれなりに効果がありました。今、新たな局面で求められているのは、それらと同じ意味での社会学的な行動指針なのだと私は思います。

いかがでしょうか。「発熱をしたら宣言する」「その人と接触があったら自分も3日自粛する」ということは、政府の言う「できる限りの自粛を強くお願いする」ということよりも何をすればいいかわかりやすいうえに、「全面的に自粛する」という対策よりも社会として導入しやすい、新しいマナーだと思うのです。

ただ問題としては、これを表すいいキャッチコピーが思い浮かばないこと。小池知事あたりが何かいい言葉を考案してくれるといいのですが、どうでしょう。

◇新型コロナ　自宅療養中の過ごし方、注意したい異変、問い合わせした方が良い症状の目安

＜YAHOO!JAPAN　2021 年 1 月 16 日＞

https://news.yahoo.co.jp/byline/kutsunasatoshi/20210116-00216885/

新型コロナウイルス感染症患者の爆発的な増加に伴い、感染者でも自宅療養やホテル療養となる方が増えています。

本来は重症化リスクの低い方が自宅療養の対象となっていましたが、現在は入院先が見つからないなどの理由で重症化リスクが高い方も自宅療養となっている地域があります。

自宅療養中、どういった症状に注意すれば良いのでしょうか。

どんな人が自宅療養になる？

これまでは新型コロナと診断されたら原則入院となっていましたが、2020 年 10 月 14 日に運用見直しが行われ、無症状・軽症の新型コロナ患者は入院勧告・措置の対象ではなくなりました。

現在、入院勧告・措置の対象となるのは、

- **高齢者、呼吸器疾患等の基礎疾患があるなど重症化リスクのある者**
- **症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者**
- **都道府県知事が入院させる必要があると認める者**

等に該当する方です。

入院とならなかった場合は、ホテル療養、自宅療養のいずれかとなります。

ただし、現在東京都など新型コロナの感染者が急増している地域では、本来はただちに入院することが望ましい方でも入院先が確保できず自宅療養を余儀なくされている方が多くいらっしゃいます。

報道では、1 月 16 日時点で全国の自宅療養者は 3 万人を超えているとのことです。

自宅療養中は原則として外出はできません

新型コロナと診断され入院ではなく「自宅療養」となった場合も、人にうつす可能性があります。

具体的には発症 3 日前から発症 5 日後くらいまでは特に感染性が強く、軽症の方でも最大 10 日目まで人にうつす可能性があると言われています。

これを踏まえて**自宅療養の期間**は、

・発症から 10 日経過かつ症状軽快から 72 時間経過

となっており、最短で発症から 10 日間までは自宅療養となります。

この期間が過ぎ保健所の指示があるまでは人との接触を避けるため外出はしないようにしましょう。

自宅療養中の健康管理

新型コロナウイルス感染症の初期症状は風邪やインフルエンザと似ています。

典型的には、

・発熱

・咳

・だるさ

・食欲低下

・息切れ・息苦しさ

・痰

・筋肉痛

・嗅覚障害・味覚障害

などの症状の頻度が高いとされます。

こうした症状の有無について、1 日 2 回はご自身で確認し、1 日 1 回は保健所に連絡するようにしましょう。

診断時点では無症状であった人でも、経過中に発熱や咳などの症状が出現することがあります。

この場合、自宅療養期間は症状の出現時を起点として最短 10 日となります（ずっと無症状の場合は検査日を起点とします）ので、症状が出たことを必ず保健所に伝えるようにしましょう。

自宅療養中に注意したい異変、問い合わせした方が良い症状の目安

自宅療養中に新型コロナの病状が悪化することがあります。

特に注意すべきなのは、発症から約 1 週間前後です。

この時期に「息切れ・息苦しさ」が強くなると、新型コロナが悪化している可能性があります。
我慢できないほどの/我慢できなくなる一歩手前の「息切れ・息苦しさ」が出現した場合は、なるべく早く保健所にその旨を伝えるようにしましょう。
ただし、新型コロナの呼吸不全は「幸せな低酸素症"happy hypoxia""」と呼ばれるほど、体内の酸素が極度に低下していても自覚症状が強く現れないことがよくあります。
自験例でも、入院先が決まるまで自宅療養をしていた自覚症状のない高齢者が、いざ入院してみると「重症」の基準を満たすほど体内の酸素が欠乏している状態だった、というような事例を多く経験しています。
自宅療養中の方の中から、こうした自覚症状に乏しい低酸素症の方を正しく適切なタイミングで見つけることは非常に難しいというのが正直なところです。
強いて言えば、パルスオキシメーターという血中の酸素濃度を測定する医療機器は症状が乏しい低酸素症の方も早期に見つけることができると考えられます。
保健所によっては自宅療養となった際に貸し出してくれるところもあるようですが、全ての自宅療養者が利用できるものではありません。
決して安くはありませんが、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い人は市販のものを購入を検討しても良いかもしれません（※筆者はパルスオキシメーターの販売メーカーとの利益相反はありません）。
その他、稀ではありますが血栓塞栓症など突然の体調不良も起こりえますので、「突然の強い胸痛や頭痛」などが出現した場合はすぐに保健所に連絡するようにしましょう。
なお、発熱や倦怠感、咳などの症状は軽症の人でも長く続くことがありますので、程度が変わらず続いているだけであれば新型コロナの自然の経過のことが多いです。
気になる症状があれば定期報告の際に保健所に報告・確認するようにしましょう。
その他の新型コロナに関する症状についてはこちらを参考にしてください。

同居者の過ごし方・居住環境の整え方

新型コロナは飛沫感染または接触感染によって広がりますが、特に３密（密閉・密集・密接）の環境で広がりやすいことが分かっています。
自宅は３密の環境になりやすい場であり、家庭内感染は最も多い感染ルートになっています。
家庭内で自宅療養者が出た場合に、同居者が新型コロナに感染せず安全に療養できるための工夫が必要です。
気をつけるべきポイントは、

・自宅療養者と同居者が接する時間をできる限り減らす

・家庭内の設備や物の、自宅療養者と同居者との共用を可能な限り避ける

・こまめな換気と手洗いを心がける

です。
新型コロナと診断され自宅療養となった方（自宅療養者）は、同居者との接触を避けるためにできるだけ個室で過ごすようにしましょう（どうしても個室が確保できない場合は、同じ部屋の中にいる家族はマスクを着用し、十分な換気を行うようにしましょう）。
自宅療養者の行動範囲は最小限とし、同居者が自宅療養者の個室に出入りする時には、マスクを着用し、自宅療養者と接する前後で手洗いを行うようにしましょう。
洗面所やトイレについても自宅療養者専用が望ましいですが、普通は無理だと思いますので、共用する場合は十分な清掃と換気を行うようにしましょう。入浴は家族の中で最後に行うのが望ましいでしょう。
自宅療養期間はリネン類(タオル、シーツなど)、食器、歯ブラシなどの身の回りのものも共用しないようにしましょう。 洗濯は自宅療養者と同居者のものを一緒に行っても問題ありません。
食事は自宅療養者と同居人とは別々の部屋でするようにしましょう。自宅療養者が使用した食器や箸、スプーンなどは通常の洗浄で問題ありません。食事で出たゴミは密封し捨てるようにしましょう。
自宅療養者の安全を確保するためには
繰り返しになりますが、現在、地域によっては入院先が確保されていない地域では本来入院が必要な方でも自宅療養を余儀なくされています。
また残念ながら**自宅療養中に症状が悪化し亡くなられる事例も増えてきている**ようです。
自宅療養者の安全が確保されていない現状は大変危険な状態です。
医療従事者や保健所もこの状況を改善すべく努力しているところですが、本来入院が必要な方が自宅療養をしなくても済むようにするためには、現在の増えすぎている感染者を減らし、本来医療を提供されるべき人が適切に医療を受けられる環境にまで戻す必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりが、

・できる限り外出を控え人との接触を減らす

・屋内ではマスクを装着する

・3 密を避ける

・こまめに手洗いをする

といった基本的な感染対策の遵守を、一人ひとりが意識するようにしましょう。

参考：国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症、自宅療養時の健康・感染管理（2020 年 4 月 2 日）

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-%20virus/2019-ncov/2484-idsc/9523-covid19-17.html

********** 以上 **********